

松戸市教育委員会会議録

令和4年5月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和4年5月定例会

開 会	令和4年5月18日(水) 午前9時30分	閉 会	令和4年5月18日(水) 午後12時7分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	和座 一弘	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和4年5月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	22	〃 主査	岡田 浩平
2	学校教育部 部長	西川 康弘	23	〃 主任主事	齋藤 康平
3	生涯学習部 審議監	小林 清	24	学校財務課 課長	須田 聖子
4	学校教育部 審議監	堤 和子	25	〃 学校給食担当室長	大谷 葉子
5	教育総務課 課長	三根 秀洋	26	学校施設課 課長	久保田 昭彦
6	〃 専門監	壁 和宏	27	〃 補佐	渡邊 憲生
7	〃 補佐	永淵 智幸	28	〃 補佐	阿部 裕見子
8	〃 主幹	小河 孝紀	29	〃 主査	海老原 寿和
9	〃 主事	生田 裕仁	30	学務課 課長	石橋 聡
10	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人	31	〃 補佐	生島 剛
11	〃 補佐	若林 佐恵子	32	〃 補佐	萩原 弥生
12	〃 主査	木村 勉	33	〃 補佐	茅野 真貴子
13	社会教育課 課長	臼井 眞美	34		
14	〃 補佐	齊藤 真一	35		
15	〃 補佐	青木 史	36		
16	学習指導課 課長	菊池 聖子	37		
17	〃 補佐	上田 芳子	38		
18	〃 補佐	高橋 宏樹	39		
19	スポーツ課 課長	塩路 猛	40		
20	〃 補佐	横田 雅一	41		
21	〃 主査	富永 陽子	42		

令和4年5月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和4年5月18日(水) 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

令和4年5月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第 6号

松戸市文化財審議会委員の委嘱について (文化財保存活用課) … p1

② 議案第 7号

松戸市社会教育委員の委嘱について (社会教育課) … p

③ 議案第 8号

松戸市教育功労者の表彰について (社会教育課) … p

④ 議案第 9号

松戸市教育支援委員会委員の委嘱について (学習指導課) … p

⑤ 議案第10号

令和5年度に使用する松戸市教科用図書採択に関する方針について
(学習指導課) … p

⑥ 議案第11号

松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (スポーツ課) … p

⑦ 議案第12号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課) … p

⑧ 議案第13号

松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則について
(学校財務課 学校給食担当室) … p

- ⑨ 議案第14号
契約の変更について（松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業）
（学校施設課）・・・p

 - ⑩ 議案第15号
令和4年度6月教育費補正予算について
（教育総務課）・・・p

 - ⑪ 報告第1号
臨時代理による処分の報告について
（学校施設課）・・・p

 - ⑫ 報告第2号
臨時代理による処分の報告について
（学務課）・・・p

 - ⑬ 報告第3号
臨時代理による処分の報告について
（学務課）・・・p
- (2) 報告等
- ① 松戸市スポーツ推進計画におけるパブリックコメントの実施について
（スポーツ課）・・・p

 - ② 新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状について

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在2名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了解願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから令和4年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を和座委員にお願いします。

よろしくお願いします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案10件、報告3件、報告等2件となっております。このうち、議案第15号は、市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に関わる重要な事項に属する案件となります。

また、報告第1号から報告第3号は、人事に関わる案件となります。したがって、これらの審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第15号並びに報告第1号から報告第3号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第15号並びに報告第1号から報告第3号の審議は秘密

会といたします。

なお、秘密会は議事録を取っていないところですが、議案第15号につきましては、記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第15号及び報告第1号から報告第3号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告等とその他につきましては、議案第15号並びに報告第1号から報告第3号の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は武田教育長職務代理者をお願いいたします。

教育長職務代理者 本日は、議案が大変多くなっております。限られた時間の中で円滑な議事進行に努めたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、議事の進行に際しましては、新型コロナウイルスの感染予防のため、適宜換気を行いたいと思っておりますので、ご了承ください。

◎議案第6号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第6号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 文化財保存活用課長、関根でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第6号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本案は、松戸市文化財審議会委員の任期が令和4年5月31日をもって満了となりますので、松戸市文化財の保護に関する条例第25条第2項の規定に基づき、次ページ、松戸市文化財審議会委員委嘱者のとおり、7名を再任するものでございます。

任期につきましては、同条例第25条第3項の規定に基づき、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 それでは、議案第6号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

全員の委員が再任ということで非常にありがたいことだと思いますが、この議案が初めての教育委員さんもいらっしゃるので、少し説明をしていただけたらありがたいと思います。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長。

文化財保存活用課長 そうしましたら、それぞれの委員さんの専門分野とか申し上げればよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 はい、結構です。

文化財保存活用課長 それでは、先ほどご説明しましたとおり、7名全て再任でございますが、改めましてお一人お一人の専門ですとか、研究分野などご説明させていただきたいと思えます。

まず、藤井英二郎氏、専門は環境植栽学、研究分野は園芸・造園学、都市計画、建築計画、園芸科学、生物環境でございます。令和元年に復元工事が終了し、再開しました戸定邸の庭園をはじめ、史跡・名勝関係の文化財の保全等に関してご指導をいただいております。直近では、市指定文化財「小金牧五香六実野馬除土手」の樹木の維持管理についてご指導をいただいております。

渋谷文雄氏、専門は建築史でございます。研究分野は古建築研究でございます。建造物関係の文化財にご助言をいただいております。図面の作成や実測等のご協力もいただいております。直近では市指定文化財「松龍寺山門」の解体工事においてご指導をいただいております。

佐藤孝之氏、専門は近世史、研究の分野は近世の幕領支配及び村落の研究、近世史料論でございます。近世社会史や近世資料に対する知見からご助言をいただいております。

湯浅治久氏、専門は中世史、研究分野は古文書研究、中世社会史でございます。本土寺や東漸寺などに多く残る中世資料を中心にご助言をいただいております。

松浦宥一郎氏、専門は考古学、研究分野は縄文時代の考古資料、史跡の研究でございます。市内に多く存在する考古資料の文化財や遺跡、貝塚などについてご助言をいただいております。

菊池健策氏、専門は民俗学、研究分野は無形民俗文化財、民具でございます。現在複数の大学で非常勤講師をされる一方、埼玉県、東京都などで文化財保護審議会委員を歴任され、現在は千葉県文化財保護審議会委員を務められ、千葉県の文化財についても幅広い見識をお持ちでいらっしゃいます。

最後7人目、武笠朗氏、専門は日本東洋美術史、仏教美術史、日本彫刻史、研究分野は仏教美術、主に平安後期の彫刻、仏像研究でございます。現在は文化庁文化審議会専門委員を務められており、過去に千葉県文化財保護審議会委員を務められており、松戸市の寺社仏閣に点在する仏像などについてご助言をいただいております。

以上、7名の委員の方の専門研究分野のご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに何か質問等よろしいでしょうか。

はい、山形委員。

山形委員 山形です。

専門性が高い方たちが継続していただいております。ありがたいことだと思います。

年何回開催されることや、現在審議されている内容についても教えていただきたいと思っております。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 審議会の開催は、年2回を予定しております。

主に審議いただく内容は、本年度松戸市文化財保存活用地域計画の作成を進めておるところでございます。主にこちらの作成過程においてのご意見をいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第6号を採決いたします。

議案第6号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

◎議案第7号

教育長職務代理者 次に、議案第7号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 議案第7号「松戸市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由は、現在の委員の任期が令和4年5月31日をもって満了するためでございます。

社会教育委員の職務は、社会教育法の規定において社会教育に関して教育委員会に助言することとされております。過去2年間は、主に平成27年5月に策定した社会教育計画に基づいた関係各課の諸事業について報告や次期計画策定についてご意見をいただいたところでございます。

次期の社会教育委員でございますが、次のページの名簿に掲載の10名の方に委員をお願いしたいと考えております。

任期につきましては、令和4年6月1日から令和6年5月31日までとなります。

このうち、3番目の阿部剛氏、4番目の千石秀幸氏、5番目の坂栄一氏、7番目の長江曜子氏、9番目の大成哲雄氏、10番目の小林達明氏の6名が新任でございます。

それでは、新任の委員につきましてご説明させていただきます。

3番目の阿部剛氏でございますが、特定非営利活動法人まつどNPO協議会の理事として、NPOや市民活動団体間の情報交換の連携を促進しております。

また、大学生等の職能開発を支援するCHIEの輪の代表を務めていらっしゃいます。

次に、4番目の千石秀幸氏でございますが、令和元年度より松戸市国際交流協会の常務理事に就かれており、松戸市の多文化共生や国際化施策などの市民レベルの国際交流活動の促進に努めておられます。

次に、5番目の坂栄一氏でございますが、平成8年から松戸市子ども会育成会連絡協議会に従事されており、現在は会長職に就かれております。子ども会主催のドッジボール大会の開催や子ども祭りの実行委員会委員長を務めており、集団の体験活動の促進に努められておられます。

ほかの3者につきましては、本市と包括的な連携協定を締結している大学からご推薦をいただいた方々となっております。

長江曜子氏でございますが、聖徳大学の生涯学習研究所長でいらっしゃいまして、少子高齢社会の研究や生命の大切さを伝えることができる葬送文化の墓地研究がご専門でいらっしゃいます。

次に、9番目の大成哲雄氏でございますが、聖徳大学の教育学部児童学科の教授でいらっしゃいまして、同大学の生涯学習研究所の研究者として絵画や造形ワークショップなど美術教育がご専門でいらっしゃいます。

次に、小林達明氏でございますが、千葉大学の大学院園芸学研究科の教授でいらっしゃいます。景観生態学や緑化学などの環境教育や環境関連分野の教育がご専門でいらっしゃいます。

また、令和2年4月から千葉大学附属図書館松戸分館長に就かれておられます。

このほか、再任の4名の方につきましては、引き続き松戸市の社会教育行政にご尽力いただけるものと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第7号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご意見、質問等ございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

今回、10人がマックスの定員のところ、6名の方が大きく変わったというところがあるんですけども、そこに関してこの社会教育計画が策定が変更になるところの意図など、何かそういう動きがありましたら教えていただけますでしょうか。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 社会教育委員の任期は1期2年であり、最長6期12年となっております。特に任期が長くなってきている委員には、任期満了前にご本人様に継続意向を伺い、健康上の理由や家庭のご事情などにより退任の意向の申出があったためでございます。社会教育計画の策定とは関係はございません。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにはございませんか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第7号を採決いたします。

議案第7号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第8号

教育長職務代理者 次に、議案第8号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 議案第8号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の規定に基づき、別紙の方々に感謝状を贈呈するものでございます。

第2条第5号の規定とは、多年にわたり法令、条例又は規則で定める委員会、審議会等の委員として在職し、その功績が顕著であったものでございます。

提案理由といたしましては、松戸市社会教育委員として多大な功績と労苦に感謝の意を表すためでございます。

対象者は、次のページに記載の小熊浩典氏、森めぐみ氏、福留強氏、神谷明宏氏、三島孔明氏の5名で、経歴等につきましては、さらに次のページ以降に記載の推薦調書のとおりでございます。

それでは、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第8号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご意見、質問等ございますでしょうか。

6名の新任の委員さんが入られたことに対して5名の表彰ということになりますが、1名の方というのはどういった経緯で表彰されないということになるのでしょうか。

社会教育課長、お願いいたします。

社会教育課長 昨年度までの委員の中でお一人、ご家庭の事情で1期2年で変わっているという事で、残念ながらこの表彰の規定に該当しなかったため、5名の表彰をお願いしたいということでございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第8号を採決いたします。

議案第8号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第9号

教育長職務代理者 次に、議案第9号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

学習指導課長。

学習指導課長 よろしく申し上げます。遅れてすみませんでした。

それでは、議案第9号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

まず、教育支援委員会というのは、14ページにあります委員で構成され、それぞれの専門的な知見により特別支援学級の入退級の是非に関する審議を行っております。この教育支援委員会に関する業務は、組織改編以前は教育研究所で行っていましたが、今後は当学習指導課業務となりますことをご承知おきください。

今回の提案理由につきましては、松戸市教育支援委員会条例に基づき、新たな委員5名の委嘱をお諮りするものでございます。

具体的には、例えば2号委員ですと、佐々木恵前松戸市立小金中学校の教頭の後任として

田中邦夫松戸市立第一中学校教頭、4号委員ですと、花岡繁医師の後任として種瀬秀一医師というように新旧の交代があります。

新委員の任期は、前任者の残任期間となりますので、令和5年6月6日までの1年間でございます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

教育長職務代理者 議案第9号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

和座委員。

和座委員 4号委員のことですけれども、一応4号委員の辰巳先生とか渡辺先生については私もよく存じ上げていまして、医師会のほうで活躍なさっている先生なんですけれども、この種瀬先生という方を私はあまり存じておりませんので、こういったプロフィールの先生なのか教えていただければと思うんですけれども。

花岡先生がふれあい21か何かで発達を主に障害を専門に診ていただいていたので、多分その後任ということなので、そういった専門分野だとは思いますが、すみませんがちょっとご紹介いただければと思います。

教育長職務代理者 学習指導課長。

学習指導課長 おっしゃるとおり、ふれあい22の発達センターのドクターでございますので、同じところからご選出いただいたということになります。

和座委員 了解です。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 中西です。

特別支援学級、特別支援教育のニーズというのが高まっていると聞いているんですけれども、この教育支援委員会というのはどれぐらいの頻度で開かれて、どれぐらいの方を対象にしているのかというのは分かるのでしょうか。

教育長職務代理者 学習指導課長。

学習指導課長 ありがとうございます。

こちらの委員会は年間10回を毎年行っておりまして、今年度は第1回目が6月、来月ですのでまだ1回も行われていません。先ほど申し上げたとおり、この審議の中には入級のみならず退級も少なからず取り上げております。令和3年度は年間入退級合わせて289件、そして令和2年度は203件の審議を行いました。

以上です。

教育長職務代理者 よろしいですか。

中西委員 なかなかご苦勞が多いなということが分かります。

教育長職務代理者 何かご質問、ご意見ございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

今のご説明にありました203件から280件に上がっている中で、10回の、本当に小児科の先生やほかの部署の先生たちもご多忙とは思いますが、10回というのは何か決まっていますか、何か臨時的なことでイレギュラーでも集まることなどは、今後あったらそういうのは簡易というか、臨機応変にできるものなんでしょうか。

教育長職務代理者 学習指導課長。

学習指導課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、各委員の方々もそれぞれお仕事をお持ちですので、この会議回数を増やすというのは現状ちょっと難しい状況にあります。しかし、対象件数は実際増えているのが事実ですので、効率よく進行できるように工夫しております。

また、今後本当にもっともっとニーズは高まっていくでしょうから、もっと増えた場合には、10回では無理という判断が皆さんの中に出るようであれば、何か工夫して増やしていく方法も模索していかなければならないと考えております。

以上です。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 このふれあい22のほうは、花岡先生一生懸命やっていたらっしゃるんですけども、やはりそういう発達障害のお子さんたちを一般の医師が診て、そしてふれあい22の方に紹介する場合に、どうしても予約待ちでなかなかできないんですよ。非常にそういう意味で担当の先生が過重な状況になっているのを危惧しております、花岡先生今回退任なさったということなんで非常に残念なんですけれども、一生懸命診ていただいている先生でした。

ですから、そういうふうなことを考えると、そういったところに過重にいろいろな形でのものが来て、ここでも仕事があるということで、やはりその部分はもう少しシステム上で、場合によっては今後もう少し余裕を持った形で例えば人数を増やすとか、小児科の先生ですよ、まだまだいろいろな形での小児科の先生いらっしゃいますから、少し人員を広げていただくとかして、あまり個人的に強い負荷をかけて本来のそういったふれあい22の活動に影響

響を与えてしまう。今も非常に予約が取りにくくなっておりますので、ご検討していただければというふうに思います。

教育長職務代理者 私から1つ。

たしか定員が委員さんは20名だったと把握しているんですけども、今現状16名の委員さんがいらっしゃる中で、4名の枠をお願いするというか、増やす予定というか、そういったものは何か検討されているのでしょうか。

学習指導課長補佐。

学習指導課長補佐 お答えさせていただきます。

現在の委員の人数ですけれども、昨年、前任の先生方の人数に基づいて退任される方がいましたら、その人数をまた委嘱させていただくというふうにしてやってまいりました。

先ほどお話もありましたように、入退級の人数も増えていきますので、また今後条例としては20名以内が定員ですので、検討しながら進めてまいりたいと思います。

教育長職務代理者 よろしく願いいたします。

ほかに何かご質問、ご意見ございますか。

よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようでございますので、これを持ちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第9号を採決いたします。

議案第9号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第10号

教育長職務代理者 次に、議案第10号「令和5年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」についてを議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学習指導課長。

学習指導課長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条により、小

学校及び中学校の教科用図書は4年間同一の教科用図書を採択することとなっているため、令和5年度は新たな採択はございません。

ただし、学校教育法の附則第9条に規定する特別支援学級で使用される教科書につきましては、検定教科書の検定から除かれるため毎年採択することになり、採択地区協議会規約及び採択に関する一般方針について承認をいただくものでございます。

16ページをご覧ください。

目的につきましては、法に基づき、松戸市教育委員会が、令和5年度に松戸市立小・中学校で使用する教科用図書を適正に採択することでございます。

2の採択の基本方針については、法に従いまして、東葛飾西部採択地区内にある市と協議の上、種目ごとに同一のものを採択するものとします。

3、協議会規約につきましては、18ページから20ページに記載のとおりでございます。

なお、令和5年度も協議会事務局は松戸市となります。

4の協議会の委員については、記載のとおりです。

5の候補図書の公表については、しないものといたします。

6の採択図書の決定につきましては、松戸市教育委員会会議でこれを採択いたします。

7の情報開示については、記載のとおりです。

なお、松戸市教科用図書選定の基本的な観点につきましては、17ページをご覧ください。

内容として7項目、組織・配列で3項目、表現について2項目、造本について2項目。

以上、令和5年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針についてご審議をお願いいたします。

以上です。

教育長職務代理者 議案第10号については、ただいまの説明とおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

教育長 1ついいですか。

教育長職務代理者 どうぞ、教育長。

教育長 質問がないようなので、2つだけ、新しい方もいらっしゃるし、現状を説明してもらいたいんですけども、1つは、今年は教科書展示会の予定、場所等、それをお願いします。

それから、もう一つは、教科書自体は小・中は変わらないんですけども、デジタル教科書の動きが時々メディアに載って、動きも変わってきていると思うので、現状と今後の予想、予想というか、市としてのその動向をちょっとだけ説明してもらえると。

教育長職務代理者 学習指導課長。

学習指導課長 まず1つ目の教科書展示会につきましては、今年度は6月10日の金曜日から6月23日の木曜日まで、昨年度と同じ会場、「KITE MITE MATSUDO」の中の展示会場で行います。

それから、デジタル教科書につきましては、国のほうから県を通して下りて来た施策により、小学校で数校先駆けて使用をしております。市としましては、本当にメディアでもいろいろな論が出ているところですので、その有効性や使い勝手とか、そのようなものも精査しながら、国や県の動向をかんがみて方向性を決定していきたいと思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育長 すみません、数校ということですが、教科は何でしょう。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 すみません、ごめんなさい、1教科ではなかったと思うんですが、ちょっと今ここでは正確な数字言えません。申し訳ないです。

教育長職務代理者 それでは、次回にご報告いただけるような形でお願いしたいと思います。

学習指導課長 すみません。

教育長職務代理者 ほかにはご意見、ご質問等ございますか。

私も初めてデジタル教科書のことは聞きましたので、ぜひ知りたいと思います。よろしくお願いたします。

次回にご報告いただけるようお願いいたします。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

議案第10号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第11号

教育長職務代理者 それでは、次に、議案第11号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 おはようございます。スポーツ課でございます。

それでは、議案第11号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

資料の21ページをお開きください。

スポーツ推進審議会は、年2回開催しております。主にスポーツ課と保健体育課の予算、事業報告、事業計画等を報告し、スポーツ全般についての話し合いを行うものであり、昨年は主に松戸市スポーツ振興基金活用状況及びスポーツ推進計画案についての審議を行ったところでございます。

また、現在1号委員の人数の割合が少ないとのご指摘が事前にごございました。1号対象者がスポーツに関する学識経験のある者となっていることから、大学の教授など一部に限られるため、現状では1名のみでございますが、今後の課題として検討していきたいと考えております。

それでは、今回の提案理由でございますが、委員2名の退任があったことから、松戸市スポーツ推進審議会第4条の規定により、後任者を委嘱するためご提案をさせていただくものでございます。

初めに、大淵俊介さんにつきましては、松戸市健康福祉部の部長に就任されたことに伴い、新たに委員と選出するものでございます。

続きまして、加森公人さんにつきましては、公益社団法人松戸青年会議所の12月の総会において新理事長に就任されたことに伴い、新たな委員として選出するものでございます。

資料22ページには、松戸市スポーツ推進審議会委員の名簿を記させております。

なお、新しく委嘱いたします委員の任期につきましては、令和4年6月1日から令和5年5月31日まででございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

教育長職務代理者 議案第11号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

和座委員 ちょっとよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 これは私の見方というか話なので、参考として聞いていただきたいんですけども、子どもたちのスポーツを奨励するということはすばらしいことなんだけれども、例えばそれがいわゆる優勝至上主義といったらおかしいですけども、優勝することに精力を使ってしまうために、例えば過度に成長期の子どもの肘とか膝とか、様々なところを痛めてしまうことが、最近いろいろな形で指摘されるようになってきました。

特に例えば甲子園なんかでもそうですけれども、かつては十何回、すごい長期間の長い試合をすることが、すごく根性としてすばらしいというふうなことで奨励された時期があったんですが、実際そのことによって肘を痛めてしまった子どもたちも多くいるわけですね。

できるだけそういうことがあってはならないわけです。適度な形で科学的に成長を妨げない。さらには、そういうふうなことについて十分に考慮した上で競技を、スポーツを推進していただきたい。結構いろいろな形で中学校や、残念ながら高校生の中でやはりそういった過度な負荷を疑われるような形での疾患の患者さんが、最近増えてきているというようなことを医師会の仲間で話し合っています。

ですから、非常にスポーツを振興することはすばらしいことなんですけれども、そういうふうな裏の局面というか、ネガティブな部分も十分考慮していただきながらやっていただければというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

そのことについての何か見解をちょっとお聞きしたいんですけどもよろしいですか。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 おっしゃるとおり、今そういった関係で大きくクローズアップされている関係だと思んですが、もちろん社会教育の授業の子どもたちを育てるということで、もちろん心技体、成長に向けて今のことなども注視しながら、科学的に検証しながら1人ずつ丁寧に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

和座委員 よろしく願いします。

教育長職務代理者 貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにごございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

先ほどお話あった1号委員の人数について、私が事前に話をしていた中で、今、何か和座委員とも少し重なりながらも少し違う視点になるかもしれないんですが、健康という部分では同じだと思うんですけども、後に報告でも伺う松戸市スポーツ推進計画のところの中にもちょっとあった、30代以上でスポーツをしなくなるというところも含まれるかもしれないんですが、スポーツに関して積極的に頑張る方だけではなくて、健康の時点で健康マイレージの活動も松戸市はやっていますよね。

マイレージと相関関係というか、松戸市自身の人口動態から見てどの年代の方にアプローチをしていくのがいいのかとか、そういう健康視点での部分で1号、学識経験のある方が入って、例えば理学療法士さんとか、スポーツドクターの方だとか、そういう方が入ること、もしくは保健センターの方とか、健康に関わるような事業を動かしている方と連携していくのはと思います。教育委員会だけがスポーツをやるのではなくて、市全体でやっていく中で学識経験者やそういう方たちが入っていくところも、視点としてはあったほうがいいのかと今の説明、和座委員のお話も伺いながら考えました。また、時代の変化も大きくしています。

本当におっしゃるとおり、体を壊すこととか、あと心を壊すようなことがあってはならないと思います。部活動を通してとか、いろいろな部分で、含めてスポーツの捉え方を、健康と幸せの人生のために推進していくという視点感みたいなところでも、専門家の方が入っていくのも大切かなと思っておりました。

意見です。

教育長職務代理者 両委員から新たな視点でということのご意見だったと思います。ぜひご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ほかには大丈夫ですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

議案第11号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第12号

教育長職務代理者 次に、議案第12号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 まず、ご説明の前に申し訳ありません。資料の訂正がございます。

25ページの令和4年度・令和5年度松戸市スポーツ推進委員候補者地区別集計表のナンバー4、明第二西地区の欄において、男性委員の平均年齢が64.7歳、女性委員の平均年齢、男女平均年齢の欄がゼロとなっておりますが、正しくはそれぞれ60.8歳、74.5歳、64.7歳でございます。大変申し訳ございません。

それでは、議案第12号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

資料23ページをお開きください。

提案理由でございますが、スポーツ推進委員の退任や不足している地区に松戸市町会・自治会事会連合会地区長の推薦によりまして新委員を委嘱するためでございます。

なお、任期につきましては、令和4年5月18日から令和6年3月31日までとなっております。

今回、資料24ページにありますとおり、各地区、計6名の推薦がございました。明第一地区から内田久子さん、71歳、高津和子さん、71歳の2名、東部地区からは喜多佳久さん、52歳、新松戸地区から河西康一さん、54歳、松本浩幸さん、62歳、渡辺智さん、57歳、ほか3名でございます。

以上でございます。

また、明第一地区の内田久子さん、高津和子さんの2名につきましては、昨年度まで一度退任をし、前回4月の定例、こちらの会議にて教育功労者の表彰候補者としてご紹介させていただいたところでございますが、地区の推薦委員の状況をかながみて、理事や地区長から推薦され、再度推進委員として活動を希望されたことから、資料に記載のとおり、再任との形で推薦となっております。

今回ご承認いただければ、25ページの地区集計表のとおり、合計98名となります。

なお、各地区より追加推薦があった場合は、随時委嘱をする予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第12号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

中西委員 直接の関係はないかもしれないんですけども、部活動の地域移行の話がかなり国レベルで具体化してきて、来年度から3年間で土日の部活は地域へというような方針が出ていて、なおかつ今年度中にもやれということがあって、例えばニーズの調査をしてみなさいというようなことも言われていたりするんですけども、その中でスポーツ庁の検討会議が、スポーツ推進委員のことも役割がありますよねというふうなことも触れていたと思います。

ですので、そういう意味で、現段階で部活動の地域移行について基本方針としてどういうスタンスでいращやるのかというのを、できれば生涯学習と学校教育に両方にまたがると思うので、それぞれ伺えないかなと思います。

教育長職務代理者 学校教育部長、お願いします。

学校教育部長 今の話につきましては、もう既に私たちも今情報を集めております。スポーツ庁のほうがああいう提言をされておりますので、今後国や県から通知が下りてくると思いますが、今東葛管内でも近隣市で地域移行に取り組んでいる市がありますので、そちらの先行事例を今研究しながら、来年度、再来年度に向けての準備を今進めております。

今お話あった生涯学習部のスポーツ課のほうにも、スポーツ協会との課にお願いすることも当然ありますし、スポーツ推進委員の方のお力を借りる場面もあると思いますので、その辺は連携をするような話はもうスポーツ課長にもこちらからお願いをして今整えている状況でございますので、もう少しお時間いただければなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 今進めている段階ということですね。

教育長。

教育長 いや、もう少しと言ったから、もう少しというよりは、まだまだですよ。

学校教育部長 まだこれからしっかりと土台をつくって取り組んでいきたいなと思います。

教育長職務代理者 学校とのカテゴリーとこのスポーツ推進委員というのは、ちょっと領域が違うこともあるかと思うので。

教育長 その辺も含めてまだまだ時間はかかります。

総体的には私のほうから言いますと、まず、スポーツ庁から出たような、地域も一緒になっての青少年のスポーツ環境づくりというのは、スポーツ庁の考え方もまだ古いなど私は思っています。やはり部活が、あの表現は部活が中心ですね、部活中心ではなくて、やはりスポーツ協会とか、推進委員の皆さんとか、みんな一緒になって日本の青少年のスポーツ環境というものを新たにつくらなければいけない時期に来ていると思います。

これは市教委としても、例えばスポーツの、部活の指導員というのは、もう十数年前から松戸市では取組を進めていますので、いろいろな学校にいろいろなスポーツで指導員がついています。それと顧問と同じように責任を持って指導員をするシステムも県からの支援もあって、今年で5名、中学校に5名配置しています。ただ5名ですよ。1つの学校で十幾つぐらいスポーツがある。十幾つはないか、10ぐらい。それが20校。そうすると少なくとも200人は必要ですよ。なのに5名です。

要するに、教員と同じように責任を持って生徒を指導しなければいけないシステムをスポーツ庁は言っているわけですがけれども、そのとおりやっているのが今5名。なかなか民間の方で、例えば月曜日から金曜日まで働いた上で土日を顧問していただく方というのは、そんなに必死に探してもいないのが現状だと思います。それを3年でそろえるなんていうのは、私は無理だと思います。

なので、そのためにはスポーツ協会さんにももう数年前からお願いしているんですけども、スポーツ協会のほうの考え方も変えてもらえなければいけない。それから推進委員の皆さんにはこういうお願いを今まで正式にしたことはありませんので、やはり今回はこの流れを受けて推進委員の皆さんにも、これまでのような一般市民の方のスポーツに関わることでなくて、青少年のスポーツ環境のためにもちょっとお考えとか、動きをお願いしたいという話はしなければいけないと思っています。

いずれにしても、総的に言えば、これまでの青少年のスポーツ環境、特に小・中学生のスポーツ環境、高校生もですね、どうしても学校の部活動がまずは基本にあってというのが長い時間ありました。

けれども、去年のオリンピックのように全然部活にはないスポーツも世界で通用している。

ですから、地域あるいは民間のクラブ活動とかも1つの中心になり得るという証明です。部活、それから地域のスポーツ、いろいろなクラブ活動、そういうものを合わせた上で、やはり一人一人の子どもたちが自分の可能性に挑戦できる環境づくり、そういった広い考え方で青少年のスポーツ環境というのはつくっていかねばいけないというふうに、ここ二、

三年は訴えているつもりです。ですから、そういった意味ではスポーツ庁からの発信は追い風、私たちとしても追い風として捉えて、これから頑張っていければなというふうに思います。

以上です。

教育長職務代理者 環境の変化等もあると思うので、いろいろお願いすることが多い中で難しいこともあると思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

伊藤委員。

伊藤委員 その関連ですが、今回年間表彰されたスポーツ推進委員4名の経歴というか、簡単な実績、こういうことをやってこられたというようなことが説明された資料を頂きましたが、これは前回教えてほしいと申し上げた情報ですので、こういうのをまとめていただいて非常にありがたかったと思っています。それから、今の教育長のお話も踏まえて、このスポーツ推進委員の役割というか、確かにこの4名の方の活動を見ても分かるとおりに、最後の方は1人子ども会なんかを対象にしてやっておられたようですけれども、ほかの3名の方は高齢の方々を対象にした活動だったと思います。スポーツ推進委員の、恐らく現在100名近くおられる方々のほとんどが、そういった高齢者向けのスポーツを健康維持のために推進しておられるような方々だと思いますので、今後推進委員の方の役割を拡充していくというか、現在各地区に行っている推薦要請というのがどういう頻度でどういうふうに行われているのかちょっと私は分からないんですけども、今後はもう少しきめ細かいお願ひというか、例えばその内容を拡大して高齢者だけではなくて、特に子どもたちに向けた指導を行うというふうなことも含めた具体的な要請というか、そういったことをして頂ければと思います。

それから、あともう一つ、ちょっとスポーツ推進委員の方の報酬というか、こういうことをやって頂いたことに対する見返りではないんですけども、そういう何かメリットがスポーツ推進委員の方にあるのかないのか、よく分からないんですけども、その辺の見直しというか、そういうインセンティブをもう少し何か考えて、地区のほうと話し合いをして、現在その98名しかおらず、求められる数字は147名なので、かなり差があると思いますので、そういったところを改善して何かもっと増やしていくような工夫というか、そういう取組もしていただければというふうに思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご意見としてということで、何か答えていただく……。

中西委員 特にいいです。

教育長職務代理人 和座委員。

和座委員 これは前にもちょっとお話ししたことですけれども、なかなか人が集まらない部分があって、どういう原因でそういうことが起こるのかということの分析なんですけれども、実際にやっつけらっしゃる方の中どのような考えで、こういった点はいいいし、こういったものは課題だろうというふうに思っつけらっしゃるいろいろな意見を調査していただくと、1ついい資料になるのではないかなと思うんですけれども、そういった方向性というのは何かございますでしょうか。

教育長職務代理人 スポーツ課長。

スポーツ課長 前回はそういった似たような意見、ご指摘、調査等お話しは伺っているところがございますので、うちのほうでもそういったところも検討しながら今後進めていきたいと思っつけらしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

和座委員 今伊藤委員のほうから指摘があったような報酬のこととか含めて、いろいろとご本人たちの中にやりがいの部分で、こういった部分についてはやりがいがあるけれども、ここについてはもっとこういうふうにしたほうがいいんじゃないかというのは、当事者であるからこそ出てくるいろいろな視点があると思うんですね。実際長い間やっつけら方なていうのは、本当に宝の宝庫だと思ひますから、そういう意味での分析をする。

ですから、ぜひそういった方たちに耳を傾けていただくということが重要じゃないかなと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

教育長職務代理人 伊藤委員、和座委員からいただいたご意見のように、何かこういった現場の方のお言葉というのを集約していただいて、ぜひ人数をより拡充していくような形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理人 よろしいですか。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

議案第12号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理人 ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

◎議案第13号

教育長職務代理者 次に、議案第13号「松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学校給食担当室長、お願いいたします。

学校財務課学校給食担当室長 議案第13号「松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

初めに、本議案の趣旨及び概要についてご説明させていただきます。

松戸市では、令和4年4月1日から学校給食費の公会計化に伴い、松戸市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則を制定いたしました。松戸市の学校給食は平成26年に現行の学校給食費に改定して以降、食材価格が上昇する中、栄養士による献立内容の工夫や共同購入の実施など、様々な努力により学校給食費を据え置いたまま栄養バランスに影響することなく給食の提供を続けてまいりました。

しかし、令和4年に入り、昨年度と比べて小麦粉が10%、食用油が50%上昇するなど、多種にわたる食材の価格高騰が著しく、今後も社会情勢の影響が懸念され、栄養バランスの取れた献立内容を維持していくことが非常に困難な状況にあります。

つきましては、栄養バランスの取れた献立内容、安全・安心かつ安定的な給食提供を維持することを目的として、1食当たりの額を増額し、児童・生徒以外の学校給食の提供を受ける者の1食当たりの額を改正するものでございます。

それでは、本議案の説明をさせていただきます。

お手元の資料の27ページをご覧ください。

改正内容につきましては、2点となります。

1点目は、第3条第1号から第3条の「並びに当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者」、第4号の「及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者」を削除するもので、児童・生徒の1食当たりの額は変わりません。

2点目は、第3条第5号から第8号の文言及び金額を追加し、教職員等の給食費を定めるものでございます。

第3条第5号、「小学校第1学年及び第2学年の児童と同様の学校給食費の提供を受ける者 245円」、現行より45円増額。

第6号、「小学校第3学年及び第4学年の児童と同様の学校給食費の提供を受ける者 272円」、現行より52円増額。

第7号、「小学校第5学年及び第6学年の児童と同様の学校給食費の提供を受ける者 300円」、現行より60円増額。

第8号、「中学校の生徒と同様の学校給食費の提供を受ける者 361円」、現行より51円増額となります。

教職員など児童・生徒以外の増額分は本人負担となります。

条例施行規則の改正は、令和4年7月1日からとなります。

なお、保護者の皆様へ各学校から文書をお知らせし、今般の対応と将来の対応についてご承知いただくよう周知する予定でございます。

以上ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第13号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

質問、ご意見等ございますでしょうか。

和座委員。

和座委員 ちょっとこれ非常に悩ましいと思うんですね。できるだけ保護者の方に負担をしないようにということで、これは、教職員の方たちがそういう意味ではまさに波をかぶってしまうということではないかと思うんですね。先生たちも生活がありますし、それからもちろんそういった形できちとした教育とかやるということについても、こういった部分で自己負担が増えてしまうというのは、非常に僕としては忍びないなというふうに思うんで、あまりこういった部分での負担を職員にかけてしまうということについての考え方については、一方で危惧する部分もあるということをつけ加えさせていただければと思うんです。

教育長職務代理者 ちょっと質問よろしいですか。

これは値上げ分の価格というのが本来1食に係る金額という、相当分ということで、本来であれば、児童・生徒にもこの金額で払っていただくと賄い切れるという価格ですということですね。決して教員のほうが何か負担をかぶるということではないというふうに思うのですが、その理解でよろしいですか。

教育長職務代理者 ちょっとそここのところ説明していただけると。

和座委員 これは職員に対してのものではないということですね。学校財務課学校給食担当室長 そうです。

教育長職務代理者 学校給食担当室長、お願いいたします。

学校財務課学校給食担当室長 今増額分の金額というのは、平成26年からずっと平均単価を試算していきまして、栄養バランスの取れた標準的な献立でずっと試算してまいりました。今までは値上げもせず、各学校の栄養士の努力によって質を下げることもなく、あと量を減らすこともなく頑張ってきたんですけれども、それももう今回限界であるということで、栄養バランスの取れたきちんと食育も、子どものための食育という観点からも、この金額が必要であるということを試算させていただいておりますので、ただ、市の補助を受ける者はやはり児童・生徒が対象ということなので、その分はどうしてもやはり先生方にはご負担いただかなければいけないという……

和座委員 では、これやはりこの負担は、職員は自己負担になるんですか。

学校財務課学校給食担当室長 はい。

和座委員 この45円とか52円上がるというのは。

学校財務課学校給食担当室長 はい、小学校は60円上がってしまいます。

和座委員 そうですね。

学校財務課学校給食担当室長 はい、そこが高学年が諸先生方の金額になりますので、小学校の場合は、高学年の先生方の対象となりますので、60円増額という形になります。

教育長職務代理者 公費の補助があくまでも児童・生徒に対してのみという理解。

学校財務課学校給食担当室長 そうです。

和座委員 そうということですね。

学校財務課学校給食担当室長 はい。

和座委員 分かりました。

学校財務課学校給食担当室長 以上になります。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 質問というか意見というか、皆さんも感じていらっしゃるかもしれませんが、8年間も逆にこの値段で頑張ってくださっていたことを、私は本当に栄養士さんたちの現場の努力だなどというのと、母親として何よりも安全な食事がやはり、先日も報道にありましたように、無駄をなくすための努力から何かしらリスクなことが起きないでほしいと思っているので、せっかく努力の中も限界も来ていますし、この情勢でもありますので、逆に保護者の方にと

らんどん、保護者自身も感じていると思います。スーパーでお買物をしていて、値段は一緒でも小さくなっているものがたくさんありますよね。子ども自身も感じているかもしれません。

その部分も経済的、社会的な部分で説明をきちんとしていくのと、学校の先生に関しては、ご負担をいただくことは、補助はないとしても、例えば企業に勤めていて、社員食堂の定食の値段が60円上がったという捉え方でもし捉えるのであれば、逆に賃金は上がってほしいです。ですが、日本の国として賃金がなかなか上がらないこのブラックな国政ということを書いてしまうとときりがありませんが、経済的な観念とともに安全な食事を取るところのために、これは必ず必要だということを保護者の方に丁寧に、今回は措置がありますけれども、また困ったところでしたら、何かしら経済的に困ったところはサポートするようなシステムだとかを、今度それが公会計化になることで学校とのやり取りではなくて、市とのやり取りにもなるので、その部分で福祉の手がより伸びていく形の切り口にもなっていくのかなと思って聞いております。

簡単に計算すると、土日を抜いて20日間学校に行った場合、1,260円、月上がるのかなと思って捉えています。そのような形なので、例えば児童手当が月1,000円アップするとか、市が動いてくれたらその給食費分が相殺されたりだとか、その部分も市全体としていく中で現場としてはかかっていくものは何かとか、今具体的におっしゃっていただいたような小麦粉が10%、もっと小麦は上がるような気がしますし、油も上がっていきますし、その部分をきちんと説明して、届けていって、国の予算も私たちの税金で成り立っているのです、その部分も弱体化している現状も分かっている方も多いたと思うんですけれども、その部分でできることをやっていますというような、保護者の方にどんどんきちんと説明していき、安全な食事を届けられることを続けていっていただけたらと思います。

別件ですが、つくば市のほうで市民の方が、保護者の方が立ち上がって、安全な食事ということで、オーガニック食品を使った給食提供の書面活動をしてそれを提出していたという動きがありました。ほかの小さな地域で地産地消でオーガニックのものなども動いている部分もあったりするので、この話とはまた別にはなりますけれども、とにかく安全な食事の提供を今後ともよろしく願います。という意見です。

教育長職務代理者 今保護者からの心強い意見だったと思います。

先ほど学校給食担当室長もおっしゃっていたように、周知はしていられるというお話でしたので、ぜひニュース等で取り沙汰されていることをございますので、皆さんある程度光熱費であるとか、原材料費の高騰であるとかということは、社会科のようなイメージで児童・

生徒にも何がしか学習として捉えてお伝えするのも、1つの在り方なのではないかと想像いたします。よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第13号の採決といたします。

議案第13号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わりますので少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第14号

教育長職務代理者 次に、議案第14号「契約の変更について（松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業）を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学校施設課長。

学校施設課長 それでは、議案第14号「契約の変更について（松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業）」を説明させていただきます。

議案書28ページをお開きください。

本件は、令和3年松戸市議会6月定例会、議案第12号をもって議決されました松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の契約につきまして、次のとおり契約の変更を6月定例市議会に議案として提出するよう市長に申し出るものでございます。

契約の変更は、契約金額といたしまして、1、変更前の契約金額48億146万9,185円、2、変更後の契約金額48億333万8,195円、3、変更による増額分は、186万9,010円となるものでございます。

次に、提案理由といたしましては、整備対象教室の増加に伴う空調設備の維持管理費用が増額したため、契約変更を締結するものでございます。

29ページ、議案第14号、参考資料をご覧ください。

事業名称等につきましては、記載のとおりでございます。

3の整備対象教室につきましては、9室増加することにより既存の1,527室から1,536室に変更するものでございます。

この提案理由の内容をお手元に配付させていただきました別添資料に基づき、説明させていただきます。

上段の表には、これまでの契約の経緯をまとめたものでございます。

表の上から2行目、1の当初契約から7の契約変更まで、松戸市教育委員会会議での議案審議及び採決を受け、市議会本会議での議決を得た後、契約の締結を行ってまいりました。

次に、下段に参考といたしまして、令和4年度増設移設整備分の内容を記載しております。

令和4年4月の学級編制に伴い、小学校8校11室、中学校3校3室、合計14室のうち、9室増設、5室移設を実施するものでございます。増設9室の内訳は普通教室2室、特別支援教室7室でございます。

本来ですと、この整備はPFI事業の一環として本契約において対応すべきものでございますが、この契約変更に伴う議案が6月議会の最終日に議決を得た後になりますと、整備着手までに約1か月程度の準備期間が必要であり、1学期中には空調機の整備が間に合わず、児童・生徒の教育環境に影響が生じてしまうこととなります。そのため、整備につきましては、PFI事業者である松戸SAパートナーズ株式会社と令和4年4月12日に契約を締結し、できるだけ早い時期に実施する予定でございます。

なお、この整備予算につきましては、本契約予算とは別枠となりますが、PFI事業の当初予算の一部として執行するため、補正予算の必要はございません。

以上のことから、増設整備されます9室の維持管理費用の増額に伴う契約変更といたしました本議案をご審議いただくものでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 議案第14号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

特別支援教室に対する増設がやはりちょっと7室と多いように感じます。この動きというのはこれからも想像されるところなんではないでしょうか。

学校施設課長。

学校施設課長 特別支援教室につきましては、一応今年度で増設がほぼほぼめどが立ってくる

と考えていますが、今後も増設とまたクラス増とかございましたら、随時対応をしていく運びとなります。

以上でございます。

教育長職務代理者 ご意見、ご質問は。

伊藤委員。

伊藤委員 確認なんですけれども、今回対象となる教室が増えたということは、冷房の機械の設置も含めているわけですか。設置、維持管理という、そういう理解でよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 学校施設課長。

学校施設課長 P F I 事業者のほうで設置を別途4月12日のほうに契約させていただきまして、契約変更議案に関わってくるのは維持管理費用のみになっております。

設置については、先ほども説明させていただきましたが、6月議会の議決を得てからですと整備が1学期中にもう間に合わなくなってしまいますので、4月に当初予算として組ませていただいておりますので、別契約として発注しているところです。

維持管理につきましては、今後令和11年3月までございますので、維持管理はこの契約に組み込むということになります。

よろしく申し上げます。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ほかにないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

議案第14号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎報告等

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更して秘密会の前に報告等、その他に移ります。

「松戸市スポーツ推進計画におけるパブリックコメントの実施について」です。

スポーツ課長、お願いいたします。

スポーツ課長 「松戸市スポーツ推進計画（案）におけるパブリックコメントの実施について」ご説明させていただきます。

この計画でございますが、市民の健康やスポーツへの意識の高まりに加え、国際スポーツ大会の開催等によりスポーツ気運の醸成が図られるとともに、市民の体力低下や地域のコミュニティ力の低下、スポーツ活動、観戦機会の減少をはじめとするスポーツを取り巻く社会環境は大きく変化をいたしました。

こうした状況を踏まえ、松戸市では、スポーツの社会的役割の増大、新たなスポーツへの関わりに関する需要に対応していくとともに、改めて市民の誰もが、いつでもどこでもスポーツに親しむことができるよう、新たなスポーツ推進計画を策定することといたしました。

それでは、計画内容につきまして、こちら事前にお渡しているA3の図をちょっとご覧いただき、こちらを中心に説明させていただきたいと思っております。

それでは、まず資料左側の一番上でございます本計画の位置づけについてですが、松戸市総合計画2030年に向けた松戸市教育委員会の指針、「学びの松戸モデル」との整合性を図るとともに、その他の関連する行政部門の計画にも連携した内容といたします。

また、スポーツ振興の目的を市民の健康増進や高齢者の生きがいがいづくりにとどまらず、障害者の社会参加などの視点からも捉えようとしております。

次に、その下の計画期間についてでございますが、本計画の期間は、「松戸市総合計画の基準」に準じ、令和4年度、2022年から令和11年度、2029年までの8年間といたします。

次に、その下でございます左側の下から2番目、本計画におけるスポーツの定義ですが、野球やサッカーなど一定のルールに基づき競技として行うものに限定するものだけでなく、体を動かすことを意識して行う散歩や体操、レクリエーションなども含まれております。

また、従来のスポーツに加えてインディアカなどのニュースポーツ、BMXなどのアーバンスポーツも含まれております。

次に、資料、左側の一番下の本計画におけるスポーツ推進の課題といたしましては、①市民のスポーツ推進、②身近なスポーツ環境の整備、③人材・組織の育成、連携・協働、④ス

スポーツを通じた連携・協働と東京2020大会レガシーの継承としております。

これらの4つの取組につきましては、この後の基本理念のところでお話ししたいと思います。

また、資料右側の一番上の数値目標といたしましては、松戸市民のスポーツ実施率、米印の1は51.9%になっており、半数以上の市民が週に1回以上何らかのスポーツに取り組んでいる状況がうかがえますが、国のスポーツの実施率を下回る結果となっております。成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%とすることを目標として、市民のスポーツ活動の活性化に向けた取組を推進していきます。

次に、資料右側の2番目の基本理念と施策の体系につきましては、先ほどのスポーツ推進の課題ごとと運動させておきまして、基本目標1では、スポーツを楽しむ機会の充実を掲げており、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、市民の誰もがスポーツを楽しめるきっかけをつくるとともに、スポーツをしたいと考えている市民に対しては、気軽に楽しむ機会を充実するなどスポーツ施策を推進してまいります。

また、スポーツにふれあう機会の少ない方の層に対しては、見る、支えるスポーツを通して関心を喚起いたします。

また、基本目標2の身近なスポーツの整備と効果的な運用においては、施設の整備方針を明らかにしまして、障害の有無にかかわらず、市民の誰もが身近に感じることのできるスポーツ施設の整備に取り組めます。

また、スポーツ実施率が低い働き子育て世代がスポーツをしやすい環境も充実していきます。あわせて誰もが気軽に参加できるスポーツイベントの開催を支援するなど、身近な場所でのスポーツに触れる機会を充実していきます。さらに、より一層スポーツに関する情報を得られるような効果的な発信に努めてまいります。

次に、基本目標3のスポーツをささえる人材・組織の育成と連携・協働では、スポーツ推進を担っていく人材の不足が懸念されているため、スポーツ関係団体、民間事業等の連携と協働し、様々な面からスポーツをささえる人材・組織の育成に取り組めます。

また、そうした人材組織を活用し、競技力向上の取組を推進するなど人材組織の活躍の場を充実いたします。

最後に、基本目標4のスポーツを通じた連携・協働では、学校・家庭・地域における連携だけでなく民間企業やスポーツ以外の分野との連携・協働として、スポーツ推進や地域振興

を図ります。

また、東京2020大会に向けてこれまで様々な取組を行っていきましたが、そうした取組も東京2020大会のレガシーとして活用し、松戸市のスポーツ振興やスポーツを通じた地域づくりなどにつなげていきたいと思っております。

計画（案）については、以上でございます。

続きまして、パブリックコメントについてでございます。この計画（案）につきまして葉、松戸市パブリックコメント実施要綱に基づき、令和4年7月20日から8月19日までをパブリックコメントの実施期間とし、市民の皆様からご意見を頂戴したいと思います。その後、必要に応じて加筆修正した上で、上位計画となる松戸市総合計画が今年3月に議会で可決されましたので、スポーツ推進計画も年内10月末までに策定、11月頃から施行というスケジュールでまいりたいと考えております。

パブリックコメントについては以上でございますが、計画策定が行われ、新たな計画の下、引き続き生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

ご報告は以上でございます。

（発言の声あり）

教育長職務代理者 期間に関してちょっと明確な回答をお願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 申し訳ございません。

パブリックコメントの実施要綱に基づいた計画につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、令和4年7月20日から8月19日までの予定でございます。

教育長職務代理者 これ訂正しないの。

スポーツ課長 事前にA4のほうで、すみません、パブリックコメントの実施について、期間が令和4年7月1日の金曜日から7月29日の金曜日ということで予定で明記させていただきます。こちらのほうを訂正させていただきます。

教育長 正確なのは、20日から……

スポーツ課長 パブリックコメントの実施については、期間が令和4年7月1日の金曜日から7月29日の金曜日までの予定となっておりますが、そちらのほう間違いでございますので、令和4年7月20日から8月19日までということで訂正させていただきます。

教育長職務代理者 令和4年7月20日から8月19日ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長職務代理者 何かご質問、ご意見等ございますか。

和座委員。

和座委員 先ほど私の話しました、要するに適正な運動というか、スポーツ振興は非常に重要なんですけれども、その場合に高齢者も、障害者も、子どもは発達をベースに考えていく必要があると思うんですけれども、そういう場合に事故が起こったり、あるいは過度な負荷がかかってしまって、逆にいろいろな問題が出てくるということがあるので、そういう場合、やはりしっかりとかかりつけ医の先生とか、あるいは整形外科医とか、そういった医療関係者を含めた健康をちゃんと診る人たちとの連携の中で、スポーツというものがしっかりと行われる必要が僕はあると思うんですね。その観点が、ちょっとこれを見るとあまり含まれていないような感じがするんですが、その点についてはいかがでしょうか。

教育長職務代理者 スポーツ課長。

スポーツ課長 先ほどの説明の中で、民間企業と含めてというお話をさせていただいたと思うんですが、そちらの中に委員がおっしゃいました医療関係の方とか、そういった方とも連携しながら計画を作成していきたいと思っております。

教育長職務代理者 民間というところと医療というのは、明確に一致はしないかと想像しますが、どうでしょう、和座委員のご意見は。

和座委員 民間ということだけじゃなくて、当然公共的な医療機関も含めていろいろあると思うんですね、ですから、そこら辺のところには絞るというよりも、そういうふうな観点がやはり必要ではないかというところが随所に見られるといいなというふうに思います。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 質問が1点、数値目標の部分の現状の51.9%はどのように算出した点。質問です。

意見として、子どものスポーツのことが上げられている中で、パブリックコメントを求めるときに、子ども自身の言葉で子どもたちの意見をもっと取り上げないといけないのではないかなという視点がどうしても欲しいなと思います。子どもはどう考えているんだろうかというのをパブリックコメントとして出すというのは、子ども自身、低学年のお子さんだったら難しく、高校生だったら積極的に教育の中に取り入れてどう考えるというのを保健体育や総合の時間などで積極的にやると、これから松戸市に暮らす子どもたちがどんなふうに住んでいきたいとか、それこそ部活動の話が先ほど教育長からも出て、日本というのは部活動が中心になって、スポーツが生涯の喜びや楽しみにならずに終わっていく人が多いです。

学生時代はやっていたけれども、今は全然何もやっていないというのが多くの方の声にな

るところを、子どもたち自身がどんなふうに地域と連携していく中で、どうしたらいいんだろうとか、クラブチーム化するには、そしてクラブチームになればなるほど決まったスポーツになっていくように思います。真逆に個を応援するような仕組みがほしいというのを大人が勝手に言うのではなくて、子どもたち自身の声から、例えばスポーツだってeスポーツだってあるし、障害のある子とか、不得意だけれどもできる子と、健康視点での運動とか、そういう部分の多岐にわたる部分も子どもたちからの意見も抽出できるように、もしくは母親世代というか、子育て世帯、30代でしたら、それこそパパたちは忙しいけれども、子育て広場には多くのお母様たちが足を運んでおります。保育園もそうです。そういうところなどにも発信をして、一人でも多くの方にご意見をいただけるような努力というのも、今後全てのパブリックコメントにおいてだとは思うんですけれども、スポーツに関しては子どもの視点は必ず必要なのかなと思いました。これは意見です。

では、質問のところでは現状のアンケートのところを教えてください。

教育長職務代理者 スポーツ課長。

スポーツ課長 作成するに当たりまして、令和元年度から16歳以上の松戸市民3,000人を対象にアンケートを行いまして、1,160人から回答をいただきました。

また、子どものアンケートとして、市内小・中学校の児童・生徒を対象に行わせていただいております。小学生が5年生が435名、中学生2年生715名からご回答をいただいております。

あと団体へのヒアリングとか、そういったところ、松戸市スポーツ協会、松戸市スポーツ推進連絡協議会、総合型地域スポーツクラブ、市民活動サポートセンター、TEPPEN、那須川天心さんにヒアリングをいたしております。

以上であります。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 ありがとうございます。

補足で、せっかく1,160名ものアンケートがあるんでしたら、それを年齢別、性別別で分析していくなどしながら、どこの部分が弱いか、あとアンケート項目の内容にもよりますが、どんなふうにアプローチしていけばとか、見せ方とか、そういう方法をブランディングな部分につながると思うんですけれども、その辺なんかもうまく生かして、少しでも目標達成と、あとこの目標値というものなぜこの60、これは国が決めているんですね。すみませんでした。少しでも目標達成できるようにやっていただけたらと思います。

以上です。

教育長職務代理人 和座委員。

和座委員 今の山形委員に対しての少し付け加えですけれども、子どもの人権ということがございますね。その場合に教育を受ける権利とか、ちゃんとした形で生命を維持するというふうなことも含めて4つの大きな人権というのがあるんですが、その中で参加する人権というのがあるわけです。その参加するというのは、子どもたちが自分の意見を表明しながら、ある意味では社会を変えていくという、そういうイメージなんですね。

子どもというのは、今までそういうふうなところまで人権ということをしつかりと皆さんが認識していなかった部分が、社会的には認識していなかった部分があって、子どもの意見というものが十分に反映されてなかった。そのために、例えばいろいろな意味での虐待とかいった、そういったことも出てきたということがあるわけですね。

ですから、そういう意味で、子どもたちの生の声をいろいろな形で拾い上げていくということはすごく大切なことで、それは子どもの人権ということを考えてときでも非常に重要な観点だということがありますので、山形委員がおっしゃったような様々な形での分析も含めて、子どもの意見を十分に吸い上げていただければというふうに思います。

それから、再度のことですけれども、ちょっと先ほどの答弁が少し不十分だった感じがするのでもう一度言いますけれども、民間とかそういうものではなくて、やはりしっかりとした形でスポーツというものに対してネガティブな部分、あまりにも過度的になってしまった場合とか、あるいは事故だとか、様々なそういった医療的な側面、そういったものに対して十分に配慮した上でのスポーツ推進計画であってほしいということは、十分に私ここで言わせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

教育長職務代理人 伊藤委員。

伊藤委員 このスポーツ推進計画は、数値目標に示されているように、これは成人を対象にした内容ということだと思います。そしてその人たちの週1回以上のスポーツ実施率を目標にするということであれば、この中に子どもたちのそういうスポーツに親しむ、もっと高めなきゃいけないとか、そういったものがどういうふうに入ってくるのか。

今回の全体の位置づけから、あるいはこの計画におけるスポーツが、どんなものかということを示すのに、いろいろな課題を含めて、何かちょっとその辺が成人を対象にした議論になっているので、もう少し、子どもがどの程度この中に入り込んでくるのかというのをもう少し整理していただけると分かりやすいのかなというふうに思ったのが1点です。

それから、もう一つは、今回言われているスポーツが散歩とか、体操とか、レクリエーションなども含まますということなので、人によっては、特に高齢者は毎日散歩しているのでスポーツをやっていると言えるのかどうか、その点は人によって判断が違うんだらうと思うんですが。ほんの10分程度の散歩では駄目なのか、つまりどのぐらいですよとか、その辺のいろいろな判断というか、そういったものはもちろんこれから出てくるんでしょうけれども。

このスポーツ推進計画の中で、そういった軽く体を動かすスポーツも、あるいは毎朝、朝のラジオ体操をやっているというのも、それもクリアなんですよというふうにするのか、それとも、我々のイメージからいうと、スポーツというのはもう少し体を動かしてきちっと何かテニスをやるとか、ラグビー、サッカーをやるとか、そういうのをつつい思ってしまうので、その辺のところを整理をして出していただければ、高齢者も安心できるんじゃないかなと思います。あるいは数値目標の数値もそれによって上がるんじゃないかなというふうに思いますので、それもちよっと工夫していただければというふうに思います。

教育長職務代理者 いろいろなご意見が出ました。

今伊藤委員からおっしゃっていただいたのは、スポーツのいわゆるカテゴリーをどういうふうに設定しているのかということを確認な提示をしていくと、少しイメージができるのではないかと、和座委員がおっしゃってくださった部分は、ここの中には掲載が今のところ見当たらないので、せつかく新しい推進計画を立てる中で先進的にそういうものを入れていくという視点は大事なのではないかと思います。

山形委員がおっしゃってくださったのは、やはりパブリックコメントを取る拠点が今では恐らく不十分ではないかということなんだと思います。これで実施しますという以前に、今いただいた意見を基にできることもありそうなので、取りあえずこのパブリックコメントを取る子どもたちに対してとか、成人だけではないイメージとか、あと場所ですね、そのあたりのことをもう一度考えていただけたら、ありがたいのかなというふうに思いました。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、次に、新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状についてです。

生涯学習部長、お願いいたします。

生涯学習部長 生涯学習部長でございます。

コロナウイルス感染症対策に伴う社会教育施設の運営状況並びにイベント等の実施状況について、ご説明をさせていただきます。

初めに、表面側が大会イベント講座等の実施状況でございますが、前回の報告から変更となっております新規事業についてご説明いたします。

全体といたしましては、市民の活動や施設利用も回復してきている状況の中で拡大をしているところでございます。新規としては社会教育課の齋藤邸の活用講座が再開しました。

また、青少年講座「何でも体験団」を5月7日からスタートし、毎年小学生を対象に様々な学びや自然体験などを行うとともに、自分たちがやってみたいことを考え、子どもたちの意見を聞きながら実際に取り組んでいく体験活動でございます。

シティミニコンサートについては、松戸市議会の本会議場を活用しまして、若手演奏家がクラシックを中心とした演奏会を行うものでございます。こちら6月から再開いたします。市民に気軽に音楽に親しんでいただく目的で実施しておりましたが、1年半ほど休止しておりましたが、6月22日、水曜日に開催予定でございます。

市民会館のプラネタリウムは、一般投影とキッズジュニア向けの投影を毎週土日と祝日、休日に拡大し、ファミリーシアター「星と癒しの時間」を夜間で親子やお勤め帰りの方々に見ていただく夜の金曜、土曜の夜間に月1回で、開設してまいります。

図書館につきましては、引き続きおはなし会等を開催させていただいております。

最後補足になりますけれども、戸定歴史館につきましては、こちらコロナ等ということではないんですが、展示替えのための休館が5月9日から7月15日ということで予定させていただいております。

裏面をご覧ください。

施設の開設状況につきまして資料の訂正がございまして、樋野口分館のところは赤字になっておりますが、こちらは変更ございません。全体としては市民の活動や施設利用も回復してきている状況でございます。

図書館の東松戸地域館は、サイレントルームの定員を増やしています。

引き続きしっかりと運営してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 学校教育部長、お願いします。

学校教育部長 それでは、令和4年度学校における新型コロナウイルス感染症報告について報告させていただきます。

資料A 4、1枚ご覧ください。

4月の報告からです。学校からの報告数は、4月は802件でございました。陽性者数につきましては、4月、児童380件、生徒217件、職員28件、同居人362件、合計987件でございました。

続きまして、学級閉鎖等でございますが、休校はございません。学年閉鎖は小学校で1件発生しております。学級閉鎖等につきましては、小・中合わせて16件、内訳につきましては、小学校が6件、中学校が10件でございました。

また、部活動の閉鎖につきましては、中学校で10件発生しております。

新年度に入りまして、各学校では新入生を迎え、新たな教育活動をスタートさせました。市内感染状況も減少が見られ、4月の学校での教育活動につきましては、先月の教育委員会会議で説明させていただきました改定しました「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」にのっとり予防策を徹底し、教育活動を進めております。

5月からは、体育的行事をはじめとする様々な行事を予定している学校もございますので、それぞれの学校で感染症対策を講じながら工夫した行事の開催に取り組んでおります。

全体には、中学生の感染が増えている状況が4月は見られました。ふだんの登下校に加えて部活動による着替えの場面とか、あと土日の軽食を取る場面とか、同じ部活動の同じチーム内で行動することが多かった生徒同士の感染かもしれないということが、そういう場面が見られました。子どもたちだけの行動場面が心配されましたので、この点については担当課より各学校に注意喚起を促しております。

続きまして、4月の学習支援が必要な児童・生徒でございますが、小学校では6名、中学校では1名ということで減少をしております。

学習支援の方法につきましては、小・中学校ともに今までと同様に各家庭への家庭連絡、定期的な家庭訪問による学習課題の配布・回収、添削等に加えて、夕方の時間等の時間差登校や放課後での短時間の登校、また、チームスを活用した授業説明や質疑など、児童・生徒の個別の状況に応じた対応を進めております。

また、今年度もマイクロソフトチームスを活用したオンライン授業の配信も実施しており、子どもたちの学びを保障できる体制づくりに努めております。

さらに、4月は年度初めということで、児童・生徒、ご家庭の状況に合わせて電話連絡だけではなく、児童・生徒との面談や保護者の面談を行い、新年度の様子等の話ができたケースもあったようです。

市内の感染者数は減少しておりますが、コロナ禍で登校を控えている生徒もまだおりますので、その子たちに対しての継続的な学習支援を進めていきたいというふうに考えております。

最後に、4月の教育委員会会議でご質問いただいた件についてお知らせしたいと思います。

まず1点目、学習支援が長期になっている児童・生徒数でございますが、3か月以上の学習支援が必要になっている児童・生徒が、小学生が10名、中学生が3名ということになっております。

2点目は、今年度の夜間中学校の入学者数でございますが、今年度7名が入学しております。現在は、夜間中学校は1年生が7人、2年生が8人、3年生が7人ということで、合計22名で今年度スタートしております。

続きまして、5歳から7歳までのワクチン接種の状況でございますが、5月6日現在の数を報告をさせていただきます。

1回目接種率が16.4%、6月4日までの予約が入っているので、その数を入れますと19%となります。2回目の接種率は10.5%、6月までの予約数を入れますと14.5%になります。

4点目、10代の接種率でございますが、12歳から17歳までにつきましては、1回目接種率が76.8%、2回目接種率は74.9%、3回目は6.2%となっております。6月4日までの予約数を入れますと、3回目が16.9%になります。

続きまして、18歳から19歳まででございますが、第1回目の接種率は82.4%、第2回目は80.8%、第3回目は24.7%となっておりますが、これも予約数を入れますと30.4%となっております。

以上でございます。報告を終わります。

教育長職務代理者 次に、先ほどのデジタル教科書のご説明をしていただけるということで、学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 先ほどは失礼いたしました。

学習者用デジタル教科書について、いま一度申し上げたいと思います。

こちらは文科省の授業により、松戸市は英語については小・中学校全校入っております。そしてもう1教科が入っているんですが、算数・数学科、理科、これのどちらかの教科を学校が選ぶ形により、文科省の定める枠内ではほぼ全校に入っております。対象は小学校五、六年生から上です。中学校全学年となります。

現状としましては、パソコン側の年度更新作業というのが年度初め必要でして、それを経

て今やっと思いはじめた頃かなというところでございます。

今後、デジタル教科書使用のメリット・デメリットを把握した上での紙教科書との使い分けが必要になっていくと思われまますので、まずは仕様状況の把握に努めていきたいと思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

何か報告に質問等ございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

学校教育部のほう、引き続き支援のある方のサポートをお願いいたしますというところと、体育祭等が開かれている様子を、知人の保護者の方から聞きました。3年生になって初めての体育祭の経験ができたという喜びもありながらも、戸惑いも聞きました。やはり例年つながってきたようなバトンのようなやり方のものがすっぱりなくなって、全く違うものになってしまったことに戸惑いもあるというような話も聞きました。今後、宿泊を伴う教育活動に関しても、今どんな動きの計画があるのかというのが聞きたいです。教育研究所が改革によって変わったところで、生徒指導課でしたでしょうか。

学校教育部長 児童指導課です。

山形委員 児童指導課のほうになったと思うんですけども、その辺あたりで保護者の方とのやり取りでトラブル等がないかどうかというところもお話聞かせていただきたいです。

教育長職務代理者 学校教育部長。

学校教育部長 今お問合せいただきました宿泊行事につきましても、今年度は感染症対策しながら実施をするということで、早い学校は5月下旬ぐらいから始まる予定でございます。今年度はそういう方向で考えております。

それから、教育研究所の業務が児童生徒課に移行したということで、不登校に対する支援ですね、その辺につきましては、学校側にも周知を進めながら今進めておりますが、特段新年度始まってから4月、それから5月の今まで、上旬の段階では特に苦情等は受けておりませんが、今後も気をつけて便宜を図れるようにしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

山形委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

教育長職務代理者 楽しいことが増えるといいですね。

山形委員 そうですね。

教育長職務代理者 ほかにございますか。

和座委員。

和座委員 予防接種について年代別に調べていただきました。ありがとうございます。

今日初めてこのデータ見させていただいたんですけれども思うことは、やはり5歳から11歳はかなり低いなということですね。これは親御さんたちのご心配になっている部分もいろいろとあって、なかなか進まないというのはよく分かります。実際私も現場でそんな印象がありますね。一方で地道に接種促進を啓蒙していきたいですね。

12歳から17歳までについても、1回目、2回目はかなり高く76.8%、74.9%ということなんですけれども、3回目がまだ16.9%ですかね、これについては、若い方のやはり3回目をしっかりとやっていただくことが、今後、確かに感染が少しずつ少なくなっているんですけれども、やはり早く収束させるためにも、これはぜひやっていかないといけないんじゃないかなと思いますので、医師会のほうからも一層、啓蒙活動したいと思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ほかにございませんでしょうか。

(発言の声なし)

◎その他

教育長職務代理者 その他に移ります。

事務局より何か報告はございますか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 委員の皆様からは。

(発言の声なし)

◎議案第15号及び報告第1号から報告第3号

教育長職務代理者 では、続きまして、議案第15号「令和4年度6月教育費補正予算について」及び報告第1号から報告第3号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第15号及び報告第1号から報告第3号の審議

は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、教育総務課長、以降指定する職員は各議案で入れ替えてお願いいたします。

議案第15号、学校施設課長、学校施設課課長補佐、学校財務課長、学校財務課学校給食担当室長、報告第1号については学校施設課長、学校施設課課長補佐、報告第2号及び報告第3号については、学務課長、学務課課長補佐、以上となります。そのほかの方は退席してください。

(関係職員以外の職員退席)

◎議案第15号

教育長職務代理者 それでは、議案第15号「令和4年度6月教育費補正予算について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長 議案第15号「令和4年度6月教育費補正予算について」のご説明に先立ちまして、議案資料に追加が生じたので、大変お手数ですがけれども、議案書に加えお手元にお配りしております議案第15号資料を合わせましてご参照いただきたいと思います。お願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。

本件は、令和4年度6月教育費補正予算について、6月定例市議会に議案提出するよう市長に申し出るものでございます。

提案理由につきましては、令和4年度6月教育費補正予算を要求するためです。

議案書32ページ、お願いいたします。

最下段、補正要求額の合計をご覧くださいと思います。

歳出補正要求額の合計は、2億3,506万2,000円でございます。

歳出要求一覧表上段より順次ご説明いたします。

保健体育費、学校給食費、小学校給食管理運営事業の補正額1億6,853万9,000円及び中学

校給食管理運営事業の補正額6,600万8,000円につきましては、議案第13号でご審議いただきました新型コロナウイルス感染症感染拡大やウクライナ危機等による物価高騰等を背景とした食材料費値上げの動きが広がっている中で、学校給食に係る食材料費の値上がり分の賄材料費を要求するものでございます。

続きまして、中学校費、学校管理費、中学校施設維持管理事業費の補正額38万3,000円及び高等学校費、高等学校管理費、高等学校施設維持管理事業の補正額13万2,000円につきましては、令和3年度に相模台小学校トイレ改修工事に伴うアスベストの有無の事前調査を行ったところ、過去の調査で0.1%以下とみなしていた箇所から0.1%を超えるアスベスト、クリソタイルが検出されまして、同事案を踏まえ、松戸市アスベスト連絡協議会におきまして、0.1%とみなしたほかの施設においても同様の事案が起こる可能性があることから、再度アスベスト分析を実施することと決定したため、要求するものでございます。

次に、歳入でございませう。

追加で配りしております議案第15号資料をご覧ください。

歳入補正要求額の合計は1,742万円です。これは、議案第13号におきましてご審議いただきました食材料費の値上がりに伴う教職員の給食費負担金収入分となります。

ご説明は以上です。

なお、質疑につきましては、担当課からご説明させていただきたいと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 議案第15号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、ご意見等ございませうか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では、ないようですので、これをもちまして議案第15号は質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第15号を採決いたします。

議案第15号については、原案どおり決定することにご異議ありませうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(指定職員以外退席)

(以後、秘密会)

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 ご報告いたします。

秘密会にて、議案第15号は原案どおり決定し、報告第1号から報告第3号につきましては、承認されましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は、令和4年6月8日の水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないようですので、次回、令和4年6月定例教育委員会会議は、令和4年6月8日水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長職務代理者 以上をもちまして、令和4年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。
お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 零時07分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員